

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、京都農業振興地域整備計画を変更しましたので、同条第4項で準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該計画書を次により縦覧に供します。

平成25年8月22日

京都市長 門川大作

1 縦覧期間

平成25年8月22日以降常時備え置くこととする。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」第4条により本市において「休日」と規定される日は除く。)

2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室農政企画課

(産業観光局農林振興室農政企画課)